

兵庫県公報

平成20年4月1日 火曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	7
人事委員会告示	
職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	13

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

企業庁管理規程

企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年4月1日

兵庫県公営企業管理者 辻井 博

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

- (1) 行政財産（共有財産を除く。）の目的外の使用のうち、次に掲げる場合における使用について許可すること。

ア 電気事業、通信事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の用に供する電柱その他これに類するもの（鉄塔その他の堅固な工作物を除く。）を設置し、又はガス管、水管、下水道管その他これに類するものを埋設するとき。

イ その他3年を超えない期間内で使用するとき。

第9条第6号を次のように改める。

- (6) 次に掲げる場合における使用について、第36条及び第36条の2の規定に基づき普通財産の貸付けをすること。

ア 電気事業、通信事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の用に供する電柱その他これに類するもの（鉄塔その他の堅固な工作物を除く。）を設置し、又はガス管、水管、下水道管その他これに類するものを埋設するとき。

イ 企業庁との工事請負契約により工事を施工する場合において、現場事務所等の用に供するために、契約書に記載された施工期間内で使用するとき。

ウ 災害等緊急の場合において応急の施設として1年を超えない期間内で使用するとき。

エ 業務財産を期間内に撤去が確実な用途に、1年を超えない期間内で使用するとき。

オ 1箇月未満の期間内で使用するとき。

カ あらかじめ管理者の承認を得た場合において、承認を得た期間内で使用するとき。

第9条第7号中「若しくは」を「又は」に、「並びに」を「若しくは」に改め、「第37条第3項第2号」の右に「及び第3号」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、貸付財産の貸付料を減免することを除く。

第10条第1項中「処分」を「売却」に改め、同項ただし書中「土地及び建物」を「土地、建物その他これに類するもの」に改める。

第25条を次のとおり改める。

第25条 次の各号に掲げるものは、業務を妨げない限度において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体においてその事務又は事業の用に供するために使用するとき。
- (3) 電気事業、通信事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業、下水道事業その他の公益事業の用に供するために使用するとき。
- (4) 災害等緊急の場合において応急の施設として短期間使用するとき。
- (5) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために短期間使用するとき。
- (6) 土地の表層を道路として使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

第26条中「1年」を「3年」に、「第6号に掲げるもの」を「3年以内では著しく実情に即さないもの」に改める。

第28条第1項中「減免する」を「減免できる」に改め、同項第2号中「特に管理者が必要」を「管理者が特にその必要がある」に改める。

第29条第2項第6号中「。以下同じ。」を削る。

第35条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる場合における使用については、第25条の規定にかかわらず、使用の承認をもつて行政財産を使用させることができる。

- (1) 知事部局が事務室等として使用するとき。
- (2) 企業庁の施設のための専用の電柱及び電話柱等の敷地として使用するとき。
- (3) 企業庁との工事請負契約により工事を施工する場合において、現場事務所等の用に供するために、契約書に記載された施工期間内で使用するとき。

第36条を次のように改める。

第36条 貸付財産を除く普通財産は、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条及び第40条の規定による一時使用のための賃貸借が明らかなきに限り、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間により貸し付けることができる。

- (1) 交換用財産又は用途廃止財産を期間内に撤去が確実な用途に使用する場合 1年以内
- (2) 業務財産を期間内に撤去が確実な用途又は借受人の目的が終了する用途に使用する場合 3年以内

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合においても、更新期間を含めた期間が、前項各号に定めた期間を超えてはならない。

第36条の2第1項第1号中「第22条」の右に「の規定」を加え、同項第2号中「第24条」を「第23条の規定」に、「住居」を「居住」に改め、同項第3号中「30年」の右に「以内」を加え、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、「その定着物」の右に「並びに建物」を加え、同項第6号中「建物及び」を削る。

第37条第2項中「（様式第14号）」を削り、同条第3項を次のとおり改める。

3 無償又は減額して普通財産を貸付けできるものは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、貸付財産の貸付料は、管理者が特に必要があると認めるものを除き減免してはならない。

- (1) 使用料及び貸付料減免基準表（別表第2）に掲げるもの
- (2) 企業庁の施設のための専用の電柱及び電話柱等の敷地として使用するとき。
- (3) 企業庁との工事請負契約により工事を施工する場合において、現場事務所等の用に供するために、契約書に記載された施工期間内で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により、管理者が特にその必要があると認められたもの

第38条第1項第7号中「賃貸借契約書案（様式第16号）」を「契約書案」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 事業主管課長は、第1項の申出を受けたときは、総務課長に協議のうえ、管理者の決裁を得て所長に通知

しなければならない。

第38条第4項中「アからオ」を「アからカ」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 所長は、業務財産の貸付けをしようとするときは、事前に事業主管課長と協議しなければならない。ただし、1箇月未満の期間内での貸付けについては、この限りでない。

第39条中「普通財産の貸付契約書には、前条第1項」を「前条第1項第7号の契約書案には、同項」に改め、「掲げる事項及び」の右に「次条第2項に定める事項のほか、」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

第39条第3号中「他の地方公共団体」の右に「その他公共団体」を加え、同条に次の1項を加える。

2 貸付財産を除く普通財産の貸付けのうち、借受申請者が前項に定める契約書記載事項に違反するおそれがないと認められる場合は、使用承認書の交付をもつて契約書の作成に代えることができるものとする。

第40条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第42条中「規定に基づき、行政財産である土地を貸付け、又はこれに地上権」を「規定により行政財産を貸付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権」に改める。

第50条第1項第6号中「指名競争契約」を「指名競争入札」に改め、同項第7号中「一般競争契約」を「一般競争入札」に改め、同条第4項中「第1項の申出を受けた事業主管課長は、総務課長及び地域整備局立地推進課長」を「事業主管課長は、第1項の申出を受けたときは、総務課長」に改める。

第52条第1項中「第169条の4」を「第169条の7」に改める。

第69条第4項に次のただし書を加える。

ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第29条関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

兵庫県公営企業管理者
（又はその受任者）

.....様

申請者 住所.....

氏名.....印

〔法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり行政財産の使用許可をしてください。

記

- 1 使用許可を受けようとする行政財産の所在、区分、種目、名称、構造及び数量
- 2 用途及び利用計画
- 3 使用許可を受けようとする期間
- 4 使用許可を受けようとする理由

5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由

6 添付書類

(1) 関係図面

(2) その他必要な書類

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第29条関係）

行 政 財 産 使 用 許 可 書

兵庫県指令企 第 号

申請者 住所.....

氏名.....

〔 法人にあつては、所在地並びに名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け申請に係る行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣（知事）に対して審査請求（異議申立て）をすること、及び この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求（異議申立て）のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

兵庫県公営企業管理者
（又はその受任者）..... 印

記

（使用許可物件）

1 使用を許可する物件（以下「物件」という。）は、次のとおりです。

所 在
名 称
区 分
数 量

使用部分 別図のとおり

（使用する用途）

2 使用者は、物件を の用途に使用してください。

（使用許可期間）

3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

（使用料）

4 使用料は、 円とし、別に発行する納入通知書により納入期限内に納付しなければなりません。

(2) 前号の使用料は、法令の改廃により使用許可期間中であつても変更することがあり、この場合においては、企業庁は、使用者にその旨を通知します。

- (3) 使用料を納入期限後に納付した場合は、納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（納入期限の翌日から起算して督促状を発送した日から10日を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満のときは免除）を、別に発行する納入通知書により納入期限内に納付しなければなりません。
- （経費負担等）
- 5 使用者は、物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道、電話等の設備の使用に必要な経費を負担しなければなりません。
- なお、この負担額は、別に通知します。
- (2) 物件を使用させたことにより、市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条）の交付対象となりましたので、交付金額 円を別に発行する納入通知書により納付しなければなりません。（延滞金については、前項第3号を準用します。）
- （使用上の制限）
- 6 物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用できるもので、使用者は、常に善良なる管理者として注意をもつて物件を維持保存しなければなりません。
- (2) 使用者は、物件を2に規定する用途以外に使用できません。
- (3) 使用者は、物件の修繕（通常の維持保存のためのものをいう。）模様替えその他管理上必要な行為をし、又は許可条件の全部又は一部を変更しようとするときは、事前に書面で管理者（又はその受任者）に申し出て承認を受け、その指示に従わなければなりません。
- （転貸し等の禁止）
- 7 使用者は、物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。
- （使用許可の取消し又は変更）
- 8 管理者（又はその受任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることがあります。
- (1) 公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- （原状回復）
- 9 使用者は、使用期間が終了したとき、又はこの許可を取り消されたときは、自己の負担において管理者（又はその受任者）の指定する日までに、物件を原状に回復の上、返還しなければなりません。ただし、管理者（又はその受任者）が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、管理者（又はその受任者）は、使用者の負担においてこれを行うことができます。この場合においては、使用者は、何等の異議を申し立てることができません。
- （許可の取消しによる損失の取扱い）
- 10 企業庁が8の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、企業庁は、その損失を補償しません。
- （損害賠償）
- 11 使用者は、その責めに帰する事由によつて、物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、物件を原状に回復したときは、この限りではありません。
- （有益費等の請求権の放棄）
- 12 使用期間が終了し、又は使用許可の取消しがあつた場合において、使用期間中に使用者が物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用があつても、企業庁は、これら一切の費用に対し補償しません。
- （実地調査等）
- 13 管理者（又はその受任者）は、物件について随時実地調査を行い、又は所要の報告を求め、その維持保存又は使用について指示することがあります。この場合においては、使用者は、これを拒むことができません。
- （細部事項の取扱い）
- 14 物件の使用に係る細部事項は、別途指示します。
- （疑義の決定）
- 15 この使用許可について疑義があるとき、又は物件の使用について疑義が生じたときは、すべて管理者

(又はその受任者)の決定するところによります。

(参考) この許可による物件の使用については、地方自治法第238条の4第8項の規定により、借地借家法の規定は、適用されません。

様式第6号の2を次のように改める。
様式第6号の2(第29条の2関係)

行 政 財 産 使 用 変 更 許 可 書

兵庫県指令企 第 号

申請者 住所.....

氏名.....

(法人にあつては、所在地並びに名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあつた 年 月 日付兵庫県指令企 第 号による行政財産の使用許可の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に総務大臣(知事)に対して審査請求(異議申立て)をすること、及びこの処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求(異議申立て)のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

兵庫県公営企業管理者
(又はその受任者).....印

記

変 更 前	変 更 後

様式第13号を次のように改める。
様式第13号(第35条関係)

行政財産使用承認書

兵庫県指令企 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあつた行政財産の使用については、次のとおり使用を承認します。

年 月 日

兵庫県公営企業管理者
(又はその受任者)

印

1 使用を承認する物件の表示

所 在 地

面積又は数量

使 用 箇 所

行政財産使用承認申請書添付図面図示のとおり

2 使 用 目 的

3 使 用 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 その他必要な事項

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び第3号中「、県立のじぎく療育センター」を削る。

第36条第1項中「コ」を「ク」に改め、同条第2項第2号中「イ及びコ」を「ア及びク」に、「同号イ」を

「同号ア」に改め、同項第3号中「ケ」を「キ」に改め、同項第4号中「ウからクまで」を「イからカまで」に改め、同項第5号を削る。

別表第23 3の項第3号ア中「課長」の右に「及び室長（行政職8級の者のうち、職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）別表第1に規定する人事委員会が定める者に限る。）」を加え、同号イ中「、県立のじぎく療育センターの総務部長」を削り、同項第6号中「課長」の右に「及び室長」を加える。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「サからスマで」を「ケからサまで」に改め、同条第2項第2号中「ス」を「サ」に改め、同項第3号中「サ及びシ」を「ケ及びコ」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 部長 (3) 局長（行政職10級の者に限る。） (4) 知事室長 (5) 参事（行政職10級の者に限る。） (6) 観光参事 (7) 福祉参事	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 政策室長 (4) 工事検査室長	2種
		(1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 医療指導官 (3) 課長 (4) 室長（行政職8級の者のうち、人事委員会が定める者に限る。） (5) 職員相談員	3種
		(1) 室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める者を除く。） (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の参事を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 主任生活科学専門員（行政職8級の者に限る。） (11) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
		(1) 副課長 (2) 副室長 (3) 主幹	5種

	水産課はやたか船長	7種
地方機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 神戸生活創造センター所長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 県立大学事務局長 (7) 県立健康環境科学研究センター所長 (8) 県立こどもの館(やかた)館長 (9) 中央こども家庭センター所長 (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立工業技術センター所長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校長 (14) 森林動物研究センター所長 	1種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長及び部長(行政職9級の者に限る。)並びに但馬長寿の郷(さと)長 (2) 県立大学事務局の副局長及び事務部長(播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長を除く。) (3) 県立健康環境科学研究センター次長 (4) 西宮こども家庭センター所長 (5) 動物愛護センター所長 (6) 県立工業技術センター次長 (7) 県立農林水産技術総合センター次長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 県立生活科学総合センター所長 (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷(さと)の部長 (6) 県民局の部長(行政職9級の者を除く。) (7) 県民局の参事(健康福祉事務所及び神戸生活創造センターの参事を除く。) (8) 県税事務所長 (9) 但馬文教府長 (10) 文化会館長 (11) 東播磨生活創造センター所長 (12) 健康福祉事務所長(三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長を除く。) (13) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長 (14) 但馬水産事務所長 (15) 土地改良事務所長(篠山土地改良事務所長を除く。) (16) 土木事務所長(伊丹、三田、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長を除く。) (17) 尼崎港管理事務所長 (18) 姫路港管理事務所長 (19) 但馬空港管理事務所長 (20) 東京事務所次長(総括次長に限る。) 	3種

	<p>(21) 職員健康管理センターの所長及び職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者に限る。）</p> <p>(22) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長</p> <p>(23) 広域防災センター長</p> <p>(24) 保健所長</p> <p>(25) こども家庭センター所長（中央及び西宮のこども家庭センター所長を除く。）</p> <p>(26) 県立明石学園長</p> <p>(27) 県立総合衛生学院副院長</p> <p>(28) 食肉衛生検査センター所長</p> <p>(29) 県立身体障害者更生相談所長</p> <p>(30) 県立精神保健福祉センター所長及び次長</p> <p>(31) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長</p> <p>(32) 県立但馬技術大学の副大学校長及び部長</p> <p>(33) 県立但馬技術大学豊岡高等技術専門学院長</p> <p>(34) 県立高等技術専門学院長</p> <p>(35) 県立障害者高等技術専門学院長</p> <p>(36) 兵庫障害者職業能力開発校長</p> <p>(37) 旅券事務所長</p> <p>(38) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長</p> <p>(39) 家畜保健衛生所長</p> <p>(40) 六甲治山事務所長</p> <p>(41) 但馬高原林道建設事務所長</p> <p>(42) 森林動物研究センター次長</p>	
	<p>(1) 県立生活科学総合センターの次長及び部長</p> <p>(2) 淡路文化会館副館長</p> <p>(3) 生活科学センター所長</p> <p>(4) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター所長に限る。）</p> <p>(5) 三田土木事務所長</p> <p>(6) 土木事務所の室長</p> <p>(7) 参事（兵庫陶芸美術館、神戸生活創造センター、健康福祉事務所及び県立身体障害者更生相談所の参事に限る。）</p> <p>(8) 東京事務所次長（総括次長を除く。）</p> <p>(9) 自治研修所次長</p> <p>(10) 県立大学事務局の事務部長（播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長に限る。）</p> <p>(11) 広域防災センターの部長及び消防学校長</p> <p>(12) 県立健康環境科学研究センター総務部長</p> <p>(13) 県立こどもの館（やかた）幼児教育センター所長</p> <p>(14) 県立女性家庭センター所長</p> <p>(15) 県立総合衛生学院事務部長</p> <p>(16) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 8 級の者に限る。）</p> <p>(17) 動物愛護センター動物管理事務所長</p>	<p>4 種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (18) 県立知的障害者更生相談所長 (19) 県立工業技術センター総務部長 (20) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (21) 森林動物研究センターの部長 (22) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の分室長 (2) 副参事 (3) 副所長（生活科学センターの副所長を除く。） (4) 主幹（農業改良普及センターの主幹を除く。） (5) 西播磨文化会館副館長 (6) 但馬文教府副館長 (7) 淡路文化会館館長補佐 (8) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者を除く。） (9) 健康福祉事務所長（三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長に限る。） (10) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター所長を除く。） (11) 篠山土地改良事務所長 (12) 土木事務所長（伊丹、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長に限る。） (13) 県立大学事務局の事務部次長 (14) 広域防災センターの消防学校副校長 (15) 県立健康環境科学研究センターの部長（総務部長を除く。） (16) 保健事務所長 (17) 県立こどもの館（やかた）副館長 (18) こども家庭センターの分室長 (19) 県立明石学園副園長 (20) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (21) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 7 級の者に限る。） (22) 動物愛護センターの支所長 (23) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長 (24) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡高等技術専門学院副学院長 (25) 県立高等技術専門学院副学院長 (26) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (27) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (28) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、部長（総務部長を除く。）並びに技術センターの部長、病虫害防除所長、但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (29) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	<p>5 種</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活科学センター副所長 (2) 農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹に限る。） 	<p>6 種</p>

	(3) 県立農林水産技術総合センターの但馬水産技術センターの研究主幹	
	(1) 農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹を除く。） (2) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種

別表第1議会議務局の款を次のように改める。

議会議務局	事務局長	1種
	次長	2種
	(1) 課長 (2) 室長	3種
	(1) 副課長 (2) 主幹	5種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第4条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の款第1号中「課長」を「課長 室長」に改める。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「知事室長」を「知事室長 政策室長」に、「医療指導官」を「医療指導官 監察医務官」に改め、同項第2号中「県民政策部政策局総務課、企画管理部企画調整局総務課、健康生活部生活企画局総務課、産業労働部産業政策局総務課、農林水産部農政企画局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部企画少子局総務課、産業労働部産業政策局産業政策課、農政環境部農政企画局総務課」に改める。

別表知事部局の款県立生活科学研究所の項を次のように改める。

県立生活科学総合センター	所長 次長 部長
--------------	----------

別表知事部局の款県民局の項中「土木事務所の室長」を「土木事務所の室長 東播磨生活創造センター所長」に改め、同款県立厚生専門学院の項を削り、同款県立身体障害者更生相談所の項中「所長」を「所長 参事」に改め、同款県立のじぎく療育センターの項を削り、同款県立淡路景観園芸学校の項中「総務部長」を「総務部長 総務部次長」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、シをコとし、スをサとする。

（公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第6条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項中第37号を第39号とし、第8号から第36号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の前に次の1号を加える。

(9) 財団法人阪神北広域救急医療財団

別表第1条例第2条第1項第1号の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の前に次の1号を加える。

(3) 財団法人計算科学振興財団

別表第1条例第2条第1項第2号の項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の前に次の1号を加える。

(11) 社団法人兵庫県高等学校教育振興会

別表第2条例第9条第2号の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の9の次に次の1条を加える。

（管理職手当）

第20条の10 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）別表第1職の欄の人事委員会が定めるものは、任命権者の申請に基づき、人事委員会が指定する職とする。

第23条第3項第4号中「又は県立のじぎく療育センターの科部長であるもの」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	
知事の内部陪部局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長 渉外専門員 統計専門員 軽油調査専門員 企画専門員 青少年指導専門員 文化専門員 生活科学専門員 計量専門員 専門技術員 換地専門員 農地管理専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員	課長 副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任渉外専門員 主任統計専門員 主任軽油調査専門員 主任文化専門員 主任生活科学専門員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任工事検査専門員	室長 副室長 課長補佐 副隊長 主任渉外専門員 主任統計専門員 主任軽油調査専門員 主任文化専門員 主任生活科学専門員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任工事検査専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 子ども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員相談員 主任生活科学専門員 主任技術専門員	局長 出納局長 政策室長 工事検査室長 参事	部長 局長 知事室長 参事 観光参事 福祉参事	理事

					技術専門 員	主任技術 専門員					
兵庫県民総合相談 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐			所長			
県立生活科学総合 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	主任生活 科学専門 員	次長 部長	所長			
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長		
県立男女共同参画 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長			
県民局	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 防災対策 専門員 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活科学 専門員 課長補佐	分室長 副参事 主幹 所長補佐 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 主任生活 科学専門 員	部長 分室長 参事 但馬長寿 の郷の部 長	副局長 部長 但馬長寿 の郷長 参事	局長		
神戸生活創造 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 青少年指 導専門員 課長補佐	副所長 主幹 主任生活 科学専門 員	参事		神戸生活 創造セン ター所長		
東播磨生活創 造センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長	所長				
県税事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査 専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税 調査専門 員 主任軽油 調査専門 員	所長				
但馬文教府	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 主幹 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 所長補佐	但馬文教 府長				
文化会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 館長補佐 主幹 主任青少 年指導專 門員 主任文化 専門員 所長補佐	文化会館 長 副館長				

生活科学センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	生活科学専門員課長補佐	副所長主任生活科学専門員所長補佐	生活科学センター所長			
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	保健師長課長補佐主査	課長室長保健師長課長補佐	所長副所長主幹所長補佐	所長参事			
農林(水産)振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	所長補佐森林林業専門員課長補佐	副所長主幹所長補佐				
	農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長課長補佐	所長主幹	所長		
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長水産業専門技術員課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長農用地専門技術専門員課長補佐	所長副所長主幹所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長用地専門技術専門員課長補佐	所長副所長主幹所長補佐	所長室長			
姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
但馬空港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐	次長		所長	
自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	次長		所長	
職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	主幹所長補佐		所長		
職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長副館長職員福利センター所長課長補佐					
県立大学	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長産学連携専門員課長補佐	部次長主幹主任産学連携専門員所長補佐	部長	副局長部長	局長	
広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長防災教育専門員消防教育専門員	消防学校副校長主任消防教育専門員	部長消防学校長	センター長		

					課長補佐	所長補佐					
県立健康環境科学 研究センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	部長	次長			
保健所	職員	職員	主任 職員	保健師長 課長補佐 主査	課長 室長 保健師長 課長補佐	保健事務 所長 副所長 主幹 所長補佐	保健事務 所長				
県立こどもの館 ^{やかた}	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童指導 専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童 指導専門 員 所長補佐	幼児教育 センター 所長			館長	
子ども家庭センタ ー	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	分室長 副所長 主幹 所長補佐	所長	所長	所長		
県立女性家庭セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	所長				
県立明石学園	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 主幹 所長補佐	園長				
県立総合衛生学院	吏員	吏員	主任 吏員	課長補佐 主査	教務主任 課長補佐	部次長 部長補佐	部長	副学院長	学院長		
食肉衛生検査セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	食肉衛生 検査所長 副所長 主幹	食肉衛生 検査所長	所長			
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	動物管理 事務所長	所長			
県立身体障害者更 生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長				
県立知的障害者更 生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長	所長				
県立精神保健福祉 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐	主幹 主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長			
県立工業技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長	部長	次長			
県立但馬技術大学 校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 部次長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 豊岡高等 技術専門 学院長	校長 副大学校 長			
県立高等技術専門 学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				

兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	校長				
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長			
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長	所長		
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員	校長				
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐					
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐					
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐					
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐					
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐					
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長					
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐 森林動物専門員	主幹 主任森林動物専門員	部長	次長	所長		
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
但馬高原林道建設事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 景観園芸専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	部長		学校長		

議事事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐 係長 政務調査員 記録専門員	副課長 主幹 課長補佐	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会事務局	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長 参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長	副課長 課長補佐	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 主幹	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	課長補佐 係長 管理主事 技術専門員	室長 副課長 主幹 課長補佐 主任管理 主事 主任技術 専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事			
県立特別支援教育 センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学 校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこ の郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立嬉野台生涯教 育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長 所長補佐	次長 館長	次長	所長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	

県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師範 係長 師範	次席 次長 主席師範 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師範	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長 係長 師範	主幹 署長補佐				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査 師範	校長補佐 副主席師範 係長 師範	副校長 主幹 校長補佐 副主席師範	参事			

備考

- 1 教育委員会事務局のうち参事（教育委員会参事に限る。）の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 県税事務所のうち姫路県税事務所の所長、文化会館のうち淡路文化会館の館長、農林（水産）振興事務所のうち姫路農林水産振興事務所の所長、県立明石学園の園長、県立高等技術専門学院のうち県立神戸高等技術専門学院及び県立姫路高等技術専門学院の学院長並びに教育委員会事務局教育事務所のうち阪神南教育事務所及び西播磨教育事務所の所長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 3 知事の内部部局のうち農地整備課の主任換地専門員並びに営繕課及び工事検査室の主任工事検査専門員、並びに県立生活科学総合センターの所長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 4 海区漁業調整委員会事務局のうち但馬海区漁業調整委員会事務局の事務局長の職務については、当分の間、7級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校（県立大学を除く。）に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条の2関係）

医師・歯科医師職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1 級	2 級	3 級	4 級
健康福祉事務所	職員	所長 副所長 課長	所長 副所長 主幹	所長

		主査	所長補佐	
職員健康管理センター	職員	職員診療所長 医長	職員診療所長 医長	所長 職員診療所長
保健所	職員	所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長
県立身体障害者更生相談所			所長 参事	所長 参事
県立精神保健福祉センター	職員	課長 主査	所長 副所長 課長	所長
警察本部警務部厚生課	職員	医長	医長	

備考

- 1 職員健康管理センターの医長の職務については、当分の間、4級とすることができる。
- 2 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、2級、3級又は4級とする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。